明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定（六）　二
〔告　示〕
○民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生に関する件（外務二二四）　三六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略するための枠組みについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の目的として、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること等を規定している。（第一条関係）

2　この協定における用語を定義している。（第二条関係）

3　この協定に基づく協力の範囲となる分野について規定するとともに、それぞれの民間航空に関する基準等が十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を定める個別の附属書を作成すること等を規定している。（第三条関係）

4　各締約者は、附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れること等を規定している。（第四条関係）

5　この協定のいかなる規定も、締約者の立法上の措置等により、当該締約者が安全性及び環境のために適当と認める保護の水準を決定する権限等を制限するものと解してはならないこと等を規定している。（第五条関係）

6　両締約者は、この協定の実施に関する連絡のための連絡部局を指定し、及び相互に通報すること等を規定している。（第六条関係）

7　各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が随時通報を受けることを確保すること等を規定している。（第七条関係）

8　両締約者は、協定第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従い、附属書の対象となる民間航空製品等に関連する事故等に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること等を規定している。（第八条関係）

9　両締約者は、要請がある場合には、関係法令等に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を提供すること等を規定している。（第九条関係）

10　各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持すること等を規定している。（第一〇条関係）

11　この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、合同委員会を設置すること等を規定している。（第一一条関係）

12　各締約者は、締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであること等を確保するよう努めることを規定している。（第一二条関係）

13　この協定は、その効力発生の後は、この協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先すること等を規定している。（第一三条関係）

14　この協定は、附属書に別段の定めがある場合を除くほか、民間航空に関する両締約者のそれぞれの規制上の制度について適用することを規定している。（第一四条関係）

15　合同委員会は、適当な場合には、第三国の参加のための条件及び手続を検討することができること等を規定している。（第一五条関係）

16　両締約者は、この協定の解釈又は適用についての両締約者間の意見の相違を両締約者間の協議によって解決するためにあらゆる努力を払うこと等を規定している。（第一六条関係）

17　一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、協定第四条の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有すること等を規定している。（第一七条関係）

18　この協定中の条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第一八条関係）

19　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものであること等を規定している。（第一九条関係）

20　この協定の効力発生、暫定的適用、終了及び改正について規定している。（第二〇条関係）

21　この協定の正文を規定するとともに、解釈に相違がある場合には英文によることを規定している。（第二一条関係）

22　附属書一は、協定第三条の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、耐空証明書、環境証明書、設計証明書及び製造証明書に関する分野における協力の実施のために作成すること等を規定している。（附属書一関係）